

「とっとりデジタルコレクション」システム  
貸借及び保守業務

仕 様 書

令和2年4月  
鳥取県

## 目次

1	総則	
1. 1	適用範囲	1
1. 2	目的	1
1. 3	調達の範囲	1
1. 4	契約期間	2
1. 5	納入物	2
1. 6	納入場所	2
2	システム整備に係る基本的事項	
2. 1	本システムの参加館等について	4
2. 2	デジタルアーカイブシステム業務イメージ	4
2. 3	システム構築環境	5
3	システム設計	
3. 1	基本設計	7
3. 2	詳細設計	7
4	システム開発要件	
4. 1	システム構築基本要件	9
4. 2	ハードウェア要件	9
4. 3	ソフトウェア要件	10
4. 4	セキュリティ要件	11
4. 5	機能要件	11
4. 6	非機能要件	11
5	システム稼働	
5. 1	データ登録・移行	13
5. 2	システムテスト	13
5. 3	操作研修	13
6	保守・運用・管理等	
6. 1	システムの運用及び保守	14
6. 2	障害等への問い合わせ対応等	14
6. 3	運用・保守に関する定期報告	15
6. 4	運用・保守業務のSLA	15
6. 5	ハードディスクのデータ消去	15
6. 6	魅力的な提案	15
7	その他提案	15

8	その他の基本事項	
8. 1	プロジェクト管理	16
8. 2	権利義務の譲渡等の禁止	16
8. 3	資料提供	16
8. 4	作業場所の特定	17
8. 5	特許権等の使用	17
8. 6	損害賠償	17
8. 7	守秘事項等	17
8. 8	個人情報の保護	17
8. 9	再委託の禁止	18
8. 10	調査等	18
8. 11	本仕様書遵守に要する経費	18
8. 12	完了報告及び検査	18
8. 13	賃借料の支払	18
8. 14	合意管轄裁判所	18
8. 15	賃貸借機器に対する損害保険の付保	18
8. 16	著作権の扱い	19
8. 17	産業廃棄物の処理	19
8. 18	追完請求権	19
8. 19	任意解除	20
8. 20	催告による解除	20
8. 21	催告によらない解除	20
8. 22	解除の制限	21
8. 23	賠償の予定	21
8. 24	その他	21

## 1 総則

### 1. 1 適用範囲

本仕様書は、鳥取県が発注する「とっとりデジタルコレクション」システム賃貸借及び保守業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めたものである。

### 1. 2 目的

鳥取県立図書館（以下「県立図書館」という。）、鳥取県立博物館（以下「県立博物館」という。）、鳥取県立公文書館（以下「県立公文書館」という。）、鳥取県埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」という。）が所蔵するデジタル化資料を登録・管理するとともに、館内端末やインターネットを使って検索できるシステムを構築し、利用者の資料利用の利便性を向上させ、地域独自の歴史や文化に関する資料を容易に利用できる環境を整え、次世代に伝え残していくことを目的とする。

### 1. 3 調達範囲

本システムの稼働に必要な全ての業務を一括して発注し、システムはWEBアプリケーション方式とし、システム全体において最新の技術を適用し、高い完全性（システムの壊れにくさ）を実現するとともに、開発及び保守に係るトータルコストの低減化及びサービスの品質保証を図るものとする。

なお、ハードウェアに関する契約はリース契約であるが、ソフトウェア、設計・設定作業（付帯工事含む）、データ移行、保守・運用・管理に関する契約は割賦購入とする。

仕様で明示した必須仕様項目を満たさないシステムは失格とし、以降の評価を実施しないものとする。

本業務の調達範囲は次のとおりである。

#### (1) システム設計

- ア 基本設計
- イ 詳細設計

#### (2) システム開発

- ア システム構築
- イ ハードウェアの検討・導入・設定
- ウ ソフトウェアの検討・導入・設定
- エ セキュリティの検討・導入・設定
- オ 機能要件の検討・プログラム開発

#### (3) データ登録・システム稼働

- ア データ登録・移行
- イ システムテスト
- ウ 操作研修

#### (4) 保守・運用・管理

- ア システムの運用及び保守
- イ 障害対応

#### 1. 4 契約期間

契約期間は契約締結日から令和8年2月28日までとする。

ただし、機器賃貸借及び保守期間は令和3年3月1日から令和8年2月28日まで（60ヶ月間）とする。なお、令和3年2月1日から令和3年2月28日までの間は試験運用期間として、必要な機器等の納入、設定、テストを行うこととする。

#### 1. 5 納入物

##### (1) システム

ア ハードウェア（周辺機器含む） 一式

イ ソフトウェア 一式

※納入期限は令和3年2月28日までとする。

##### (2) 報告書

次のものを各々紙媒体2部ずつ、電子ファイルを電子媒体に格納のうえ、発注者に1部提出すること。ただし、コについては、1部ずつとする。

また、クの紙媒体は2. 1 (1) のシステム参加館に各館の職員数分を提出すること。

	名称	納入期限
ア	実施計画書	契約締結日から10日以内
イ	基本設計書	令和2年8月31日
ウ	詳細設計書	令和2年9月30日
エ	プログラム仕様書	令和2年10月31日
オ	環境設定手順書	令和2年10月31日
カ	テスト仕様書、計画書	令和3年1月31日
キ	テスト結果報告書	令和3年2月15日
ク	操作説明書	令和3年2月15日（鳥取県立美術館（以下「県立美術館」という。）は別途指定する日）
ケ	保守・運用説明書	令和3年2月15日
コ	新品証明書・保証書	令和3年2月28日
サ	業務完了報告書	令和3年3月10日

※電子ファイルは、Microsoft社のWord、Excel、Powerpointのいずれかの形式及びPDF形式（PDFファイル内の文字検索が可能なこと。）の2種類で提出すること。電子媒体は、CD-R又はDVD-Rとする。

#### 1. 6 納入場所

次の(1)から(5)及び発注者が別途指定する場所

##### (1) 県立図書館

鳥取県鳥取市尚徳町101番地

(2) 県立博物館

鳥取県鳥取市東町二丁目124番地

(3) 県立公文書館

鳥取県鳥取市尚徳町101番地

(4) 県埋蔵文化財センター

鳥取県鳥取市国府町宮下1260番地

(5) 機器ハウジング場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 議会棟別館1階

2 システム整備に係る基本的事項

2.1 本システムの参加館等について

(1) システム参加館、職員数

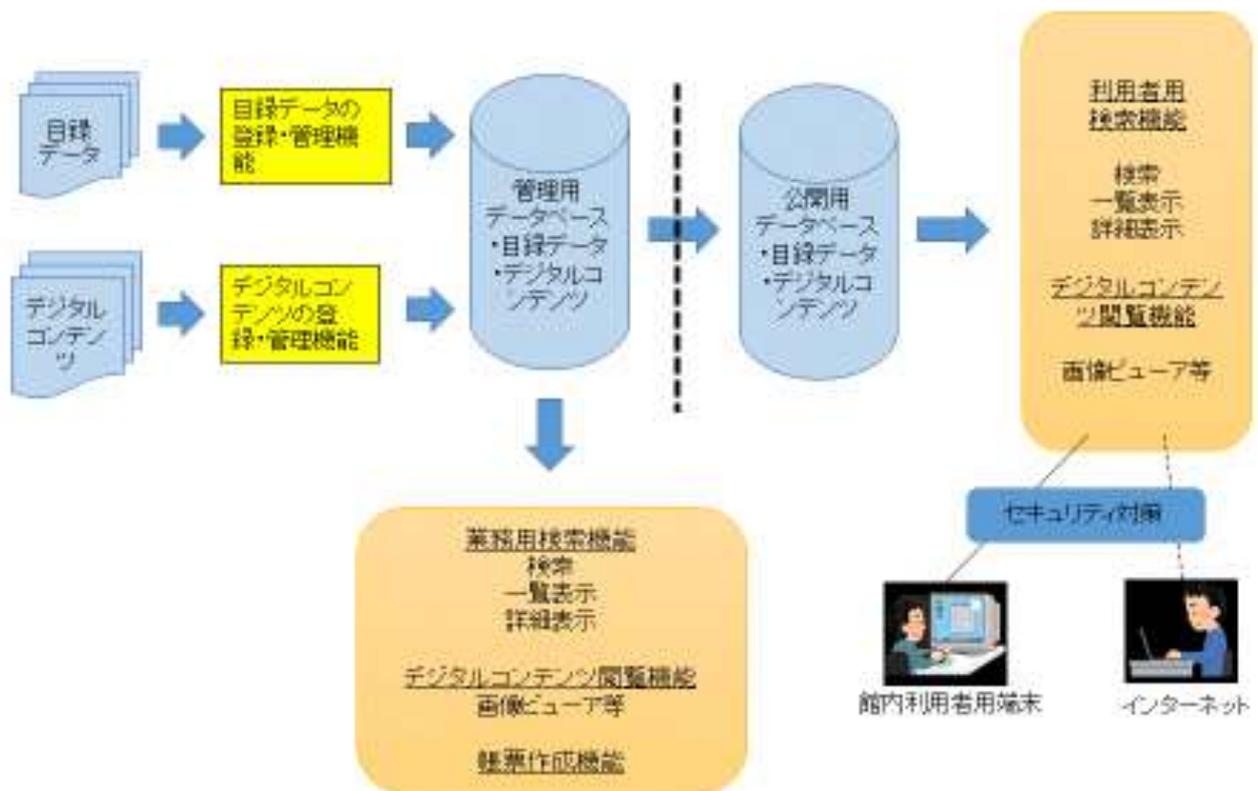
施設名	住所	職員数
県立図書館	鳥取県鳥取市尚徳町101番地	47名
県立博物館	鳥取県鳥取市東町二丁目124番地	38名
県立公文書館	鳥取県鳥取市尚徳町101番地	17名
県埋蔵文化財センター	鳥取県鳥取市国府町宮下1260番地	19名
県立美術館	(令和6年度開館予定)	別途通知

(2) データ件数

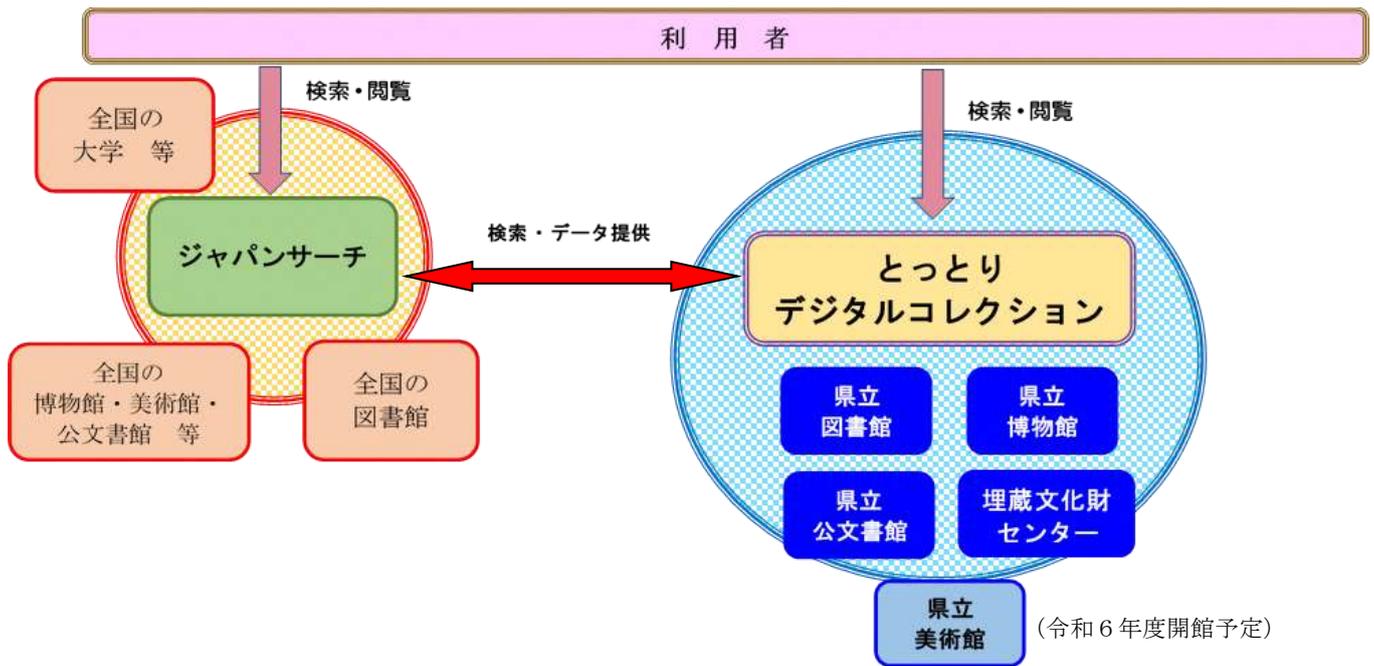
データ件数は別紙3参照

2.2 「とっとりデジタルコレクション」システム業務イメージ

本整備のシステムに求められる基本的な業務のイメージを下記に示す。



「とっとりデジタルコレクション」イメージ図



## 2. 3 システム構築環境

### (1) 本システムの構成

本システムはサーバで集中管理することとし、管理・登録業務及び館内で利用者が行う検索は、本システム専用端末にて操作を行ない、ホームページ上で提供する利用者向けのサービスはインターネットを介して各利用者に提供するものとする。

必要となるサーバについては、鳥取県総務部情報政策課が別途調達するサーバ（鳥取県クラウドサーバ）を利用するものとする。

### (2) 鳥取県クラウドサーバ

鳥取県クラウドサーバは、鳥取情報ハイウェイ上で利用可能なサービスである。鳥取県クラウドサーバ内において、本業務の範囲を責任範囲とする。鳥取県クラウドサーバと各施設は鳥取情報ハイウェイで接続する。

鳥取情報ハイウェイの概要、接続条件、利用手引き等については、以下の URL を参照のこと。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=30456>

なお、鳥取県クラウドサーバのスペック及び仕様は、以下のとおりである。

項目	仕様
CPU	1VCPU（最大 8VCPU まで、1VCPU 単位で拡張可能） Xeon E5-2667v3（クロック数 3.2GHz）相当
メモリ	1GB（最大 24GB まで 1GB 単位で拡張可能）

ハードディスク	50GB（最大 1,000GB まで 50GB 単位で拡張可能）
バックアップ	7 世代分のバックアップ実施
サーバの二重化	VMWare High Availability 機能
ネットワークポート数	1 ポート（1 ポート追加可能） 1000BASE-T
対応OS	Microsoft Windows Server 2016 RedHat Enterprise Linux 7 CentOS 7 等

※Microsoft 社の Windows Server の OS 及び SQL Server を利用する場合、発注者と鳥取県クラウドサーバサービス事業者の契約に基づき SPLA ライセンスを使用するため、受注者においてサーバOSを調達する必要はない。

鳥取県クラウドサーバの使用について次の各項に従うこと。

- ア システムの導入と保守については、県庁内の NOC（ネットワークオペレーションセンター）に設置されているクラウドサーバ操作端末から行うこと。
- イ 鳥取県クラウドサーバの利用料金は、発注者が負担する。
- ウ サーバのスペックは、契約締結後、発注者と受注者で協議して決定するものとする。
- エ OS のセキュリティパッチ、サービスパックについても導入時点で最新のものを導入すること。
- オ クラウドサーバ内における責任範囲は、本業務の構築範囲とする。
- カ 最新のセキュリティ対策を実施し、不要なサービスを停止し、不要なポートは切断するようにすること。

### （3）ネットワーク構成

本システムのネットワーク構成は別紙4の通りであり、本システムを構築する上で必要な機器等は、受注者の負担で準備し環境構築するものとする。

ただし、鳥取情報ハイウェイの接続（インフラ環境整備）部分、ならびに、県立図書館、県立博物館、県立公文書館、埋蔵文化財センター内の館内 LAN 配線については、発注者にて整備するため本業務の範囲外とする。

### 3 システム設計

#### 3.1 基本設計

##### (1) 業務理解

受注者は、業務分析及び県立図書館、県立博物館、県立公文書館、埋蔵文化財センター内のネットワーク、インターネット接続環境等の調査を行った上で、本システムに関する全体計画、システム構成・機能・性能、ソフトウェア、ハードウェア、既存システムのデータ移行、セキュリティ機能、処理設計、帳票の内容、保守・運用・管理等について検討すること。

##### (2) 本システムの機能、性能の要件

維持管理が容易で、拡張性があり、外部公共機関等とのデータの共有化が図れること。

また、ハードウェアは通常5年で保守期間が切れるため、5年後の機器の更新を想定して対応可能なシステムとすること。また、システムの更新、拡張等を考慮したシステムとすること。

本システムで必要とする機能は次のとおりである。

- ア 目録データ管理機能
- イ デジタルコンテンツの登録・管理機能
- ウ 資料の貸与・状態・展示・出品・修復履歴機能
- エ 検索機能
- オ ダウンロード・インポート機能
- カ 利用者向け公開機能
- キ 外部連携機能

##### (3) 基本設計書の作成

検討結果等を整理し、発注者が内容を理解できるよう、分かりやすい基本設計書を作成すること。この際必要に応じてチャートによる説明、用語解説を行う等工夫すること。

##### (4) 処理設計の検討

ソフトウェア・ハードウェア・ネットワークの機能等を踏まえ、画面レイアウト、処理手順、その他システム構築に必要な設計について検討すること。

#### 3.2 詳細設計

基本設計の内容に基づき、詳細設計を行い、詳細設計書を作成すること。

詳細設計書の内容として、次の事項について検討し整理すること。

- ア システムに関する全体計画
- イ システム構成の検討
- ウ ハードウェア及びネットワークの検討
- エ ソフトウェアの検討
- オ セキュリティ機能の検討
- カ 本システムの機能、性能の検討
- キ パフォーマンスの検討

- ク 処理設計の検討
- ケ データ登録・移行
- コ 保守・運用・管理
- サ その他発注者が必要と認め指示した事項、業務遂行上必要な事項

## 4 システム開発要件

### 4.1 システム構築基本要件

#### (1) システム構成

本システムの構成について、ネットワーク環境等を調査し、本システムの導入等について検討すること。必要となるサーバのOS、ミドルウェア、アプリケーション等のソフトウェアは受注者にて準備の上、鳥取県クラウドサーバを利用してシステムを構築すること。

画像等のデータを保存するストレージ及びファイアウォールについては、受注者にて準備の上、鳥取県クラウドサーバを管理している事業者のデータセンターにハウジングを行うこと。なお、ハウジングに掛かる費用については、本業務の範囲に含むものとする。

#### (2) ネットワーク

ア ネットワーク環境等を調査し、本システムのネットワークを新たに設計（論理設計・物理設計）すること。

イ ファイアウォール、ルータ等の設置・設定を行い、ネットワーク環境を構築すること。

ウ 業務ネットワークと利用者ネットワークは分離し、必要な情報のみにアクセスできるような環境構築すること。

#### (3) システムの安定稼働

ア システムの安定稼働やデータ保全を考慮したシステム構成とすること。

イ ストレージやファイアウォール等の主要機器は常時稼働させるとともに冗長化し、公開用サーバとデータベースサーバは、別に構築すること。

ウ ストレージに保存されたデータについては、毎日、自動的にバックアップを行い、障害発生時にデータの復元を可能とすること。バックアップデータは、常に前日までのデータが復元できること。

#### (4) セキュリティ

セキュリティを考慮したシステム構成とすること。

#### (5) 拡張性

令和6年度に県立美術館が開館する予定である。参加機関の増加に対し、機器等の拡張が容易なシステム構成とすること。

### 4.2 ハードウェア要件

#### (1) ハードウェアの概要

本システムに必要なサーバの詳細な仕様等については、稼働環境等を踏まえ、円滑かつ不具合なく稼働できる環境とすること。

セキュリティ対策上必要となるファイアウォール等の機器を導入すること。

なお、使用する端末等は本業務にて整備するものとし、必要台数は別紙5のとおり想定している。受注者の提案により、受注者の負担において機器の追加は差し支えない。

機 器	台 数
デスクトップクライアント	業務用 1 台 利用者用 3 台
ノートブック	7 台
バーコードリーダー	7 台
カラーレーザープリンタ	4 台
ルーター	8 台
ハブ	11 台
ファイアウォール	1 式 (冗長化すること)
アーカイブデータ用ストレージ	1 式 (冗長化すること)
その他	セキュリティ提案やシステムで必要となる周辺機器等があれば、必要数を提案に含むこと

(2) 詳細ハードウェア仕様

別紙 1 参照

4. 3 ソフトウェア要件

(1) ソフトウェアの概要

本システムの利用及び運用に必要な OS、ウィルス対策ソフト及びミドルウェア等 (以下「OS 等のソフトウェア」という) を購入し、環境構築を行うこと。なお、本システムの利用開始後の OS 等のソフトウェアのバージョンアップが必要な場合は、発注者と受注者が協議して実施の可否を決定し、受注者の費用負担において必要な対応をとるものとする。

(2) ソフトウェア仕様

必須仕様項目	
ア	アイコン、プルダウンメニュー等を利用し、利用者に GUI (グラフィックユーザーインターフェイス) に優れた動作環境を提供できること。
イ	OS 等のソフトウェアについては、利用期間中のサポートがあること。本システムの利用期間内は、OS 等のソフトウェアの開発元等からの商用サポートが受けられるものとする。
ウ	利用者サービスの提供に当たっては、特殊なソフトウェアをインストールさせることなく、提供が可能なこと。
エ	EUC (エンド・ユーザ・コンピューティング) による作業効率向上に対応したシステムとすること。
オ	修正パッチ等は、最新の状態まで適用されていること。
カ	プログラムの作成、保守及び実行を管理するうえで必要なユーティリティソフトウェアを備えていること。
キ	データベースアクセスインターフェイスとして ODBC、もしくはこれと同程度の機能を備え

	ていること。
ク	ウィルス対策ソフトとバックアップソフトは、受注者が用意すること。
ケ	導入するアプリケーションは、既知の脆弱性には対処を行い、SQL インジェクションやクロスサイトスクリプティング等の対処を行うこと。

#### 4. 4 セキュリティ要件

##### (1) セキュリティ対策

情報の改ざん、漏えい等、システムへの不正アクセスの防止対策及びコンピューターウイルス等のセキュリティ対策、個人情報の保護等に万全を期し、機密性、完全性、可用性、暗号化通信等、セキュリティに必要な機能について検討すること。

##### (2) ログ取得

システムログ、アクセスログ等を取得し、必要な期間、蓄積できること。

##### (3) 脆弱性検査

外部公開するシステムのため、サーバ、ファイアウォール、WEB アプリケーション等に対して脆弱性がないことを検査ツール等で確認・証明のうえ導入を行い、運用中に新たな脆弱性が発見された場合は対処すること。

##### (4) ファイアウォール

ファイアウォールの稼働監視を行い、稼働状況を報告すること。

##### (5) ウィルス対策ソフト

サーバ及び端末には商用サポート付のウィルス対策ソフトを導入し、利用期間中は常に最新のウィルス定義ファイルが自動更新できるようにすること。

##### (6) 未知の脅威への対策

サンドボックス等による未知の脅威への対策の導入も検討すること。

#### 4. 5 機能要件

別紙2「システム機能要件表」参照

#### 4. 6 非機能要件

##### (1) セキュアコーディング、WEB サーバの設定等は、対策の強化をすること。

##### (2) パフォーマンス要件

受注者は本システムのパフォーマンスについて発注者が快適に運用できるよう最大限配慮しなければならない。他の作業を行っていない業務端末において、以下の速度を標準とすること。

ア 各画面は平均3秒以内に遷移すること。

イ 簡易検索画面において、県立図書館、県立博物館、県立公文書館、埋蔵文化財センターの全ての資料を対象としたフリーワード検索について、平均5秒以内で検索結果一覧画面に遷移すること。

ウ 詳細検索画面において、各分類での詳細検索（項目を指定した検索とし、AND、OR 検索含む10項目程度の検索）において、平均5秒以内で検索結果一覧画面に遷移すること。

エ 10万件のダウンロードにおいて、平均10分以内でダウンロードファイルが生成できる

こと。

オ 10万件のインポートにおいて、平均10分以内で一括インポートが可能なこと。

(3) 可用性要件

本システムの運用時間は、原則として24時間とし、365日利用可能なシステム構成とすること。

(4) 拡張性要件

ア 令和6年度に県立美術館が開館する予定である。参加機関の増加に対し、容易に機器等の拡張が可能なシステム構成とすること。

イ 技術の進展に柔軟かつ低コストで対応できるよう、広く利用されている国際的な標準に基づく技術を採用すること。

## 5 システム稼働

### 5. 1 データ登録・移行

(1) 発注者が提供する別紙3の画像データ及び目録データ（以下「移行データ」という）をシステムに登録すること。

なお、目録データはCSV形式もしくはExcel形式で提供する。これらの移行データは必要に応じて、提案システムに登録できる形式に変換する作業を実施すること。

システムに登録するデジタルデータは、JPEGなどの圧縮データを利用し、TIFFなどの非圧縮データは利用しない。

(2) 移行データのシステムへの登録は、受注者が責任をもって行うこと。

(3) 現行システムで管理している文字種は、新システム上でも同様に扱えることとし、文字化けや違う文字コードへの変換間違いがないこと。

(4) 本システムの改修や更新等により本システムからデータの移行が必要になった際は、CSV形式やXML形式等汎用的なデータ形式にてデータ抽出を行い、移行先のシステムベンダーに協力して必要な資料・データを提供し、円滑なデータ移行を行うこと。また、これに伴う経費は保守経費の範囲内で行うこと。

### 5. 2 システムテスト

(1) システム本稼働前に、システムの機能を検証するための運用試験を整備場所で行い、結果を発注者に報告し、不備があれば、本稼働前までに改善すること。

(2) (1)の運用試験に先立ち、試験項目、試験方法及び試験期間等を定めたテスト仕様書、計画書を提出し、発注者の承諾を受けること。

### 5. 3 操作研修

(1) 移行作業が完了し、本稼働前までに、システム管理者向けの操作説明会を実施すること。また、2.1(1)の全職員を対象としたシステム操作説明会を、県立図書館、県立博物館、県立公文書館及び埋蔵文化財センターのそれぞれの施設で1回以上実施すること。実施日は発注者と協議のうえ決定する。（県立美術館は別途実施する）

(2) 操作説明書については、ユーザのシステム運用ルールに基づきカスタマイズされたものを提供すること。

## 6 保守・運用・管理等

### 6. 1 システムの運用及び保守

本業務整備機器が所定の性能及び機能を確保できるよう十分な情報交換、連携作業を維持し、円滑なシステム運用ができるように技術支援を行うこと。

ア システムのアクセス監視による不正アクセス、異常アクセスなどへの対応

イ ハードウェア障害の監視・対応

ウ ソフトウェア障害の監視・対応

エ データメンテナンス及びログやアクセス件数の収集

オ データのバックアップ

### 6. 2 障害等への問い合わせ対応等

(1) 障害が発生した場合は、発注者と連携して速やかに復旧の措置をとること。

取扱いの過誤によらない原因で設備の故障、損傷などの不良・不備と認められる箇所が生じた場合には、受注者において速やかに修理すること。ただし天災においては、この限りではない。

(2) 対応時間

午前8時30分から午後7時30分までとする。(緊急の場合は土曜日、日曜日、祝日も対応可能なこと)

(3) 対象

本業務で賃貸借するハードウェア及びソフトウェア。

(4) 対応方法

ア 保守形態はオンサイト(現地修理、現地交換)とすること。止むを得ない場合には代替機を先出しし、持ち帰り修理も可とする。ただし、個人情報保護の観点からハードディスクの持ち帰りは不可とする。

必要に応じて各施設(県立図書館、県立博物館、県立公文書館、埋蔵文化財センター)へ出向いて対処すること。(令和6年度以降は県立美術館も含む)

イ 障害連絡を受けてから3時間以内に対応が必要な場所に到着すること。

ウ 障害復旧時間は機器交換を含めて6時間程度を目安にすること。

エ 故障等により、ハードディスクの初期化、ソフトウェアのアンインストール等を行った場合は、本業務で構築を行ったOS等のソフトウェアを障害発生前の状態(OS等のソフトウェアのバージョンや設定等)に復元、再設定すること。その場合、可能な限りユーザーデータを復元すること。

オ 修理に伴い不要になった記録媒体は破壊するものとする。

カ セキュリティ上、システムの脆弱性が発見された場合、迅速に発注者へ報告し、対応すること。

キ 契約期間中のトラブル発生や業務への質問、問い合わせに対応するため、電話又はメール、ファクシミリで受付窓口を設置し、業務に精通したエンジニアが迅速に対応すること。

ク サーバ障害等でデータに係るトラブルが発生した場合は、バックアップデータからのリストアを行う等データ復旧作業を行うこと。

ケ リモートによる保守は原則行わないものとするが、やむを得ずリモート保守を行う場合は、専用線やIP-VPN等の閉域網回線を利用すること。その際、回線の設置、利用料は受注

者が負担すること。

6. 3 運用・保守に関する定期報告は、月 1 回程度実施すること。障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行うこと。

6. 4 運用・保守業務の S L A (エス・エル・エー : Service Level Agreement)

受注者は、本システムの運用・保守業務に係るサービスレベルの締結に関する事項（可用性の保証、遅延時間の保証、障害通知の保証等）を設定し、サービスレベル未達成時の対応についても提案するものとする。

6. 5 ハードディスクのデータ消去

賃貸借期間が満了したこと等に伴い受注者に返却する機器については、記録媒体内の情報を事前に消去又は記録媒体を破壊すると共に、本契約終了後速やかに撤去を行うこと。

6. 6 魅力的な提案

保守・運用・管理に関する魅力的な提案があれば記載すること。

7 その他提案

上述以外に魅力的な提案があれば記載すること。

## 8 その他の基本事項

### 8. 1 プロジェクト管理

本業務においては、業務が適正に実施されるように、受注者として全ての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、発注者への迅速な状況報告等）を徹底すること。

#### (1) 実施計画書の作成

ア 受注者は、業務履行開始に当たり、契約締結日から10日以内に実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

イ 実施計画書には、作業方法、現場責任者の氏名及び連絡先、作業実施体制（業務従事者の氏名及び連絡先、役割分担を明記）及びスケジュールを明らかにすること。

ウ 実施計画書を変更する必要があるときは、発注者の承認をえた得た上で計画を変更し、変更後の実施計画書を提出すること。

エ 実施計画書は、書面にて発注者に提出するとともに、電子データもあわせて提出すること。

#### (2) WBS（ダブリュー・ビー・エス：Work Breakdown Structure）の作成

受注者は、実施計画書を発注者が承認した後、速やかにWBS（Work Breakdown Structure）を作成し、提出すること。

#### (3) 定期会議・状況報告

ア 発注者及び受注者は、本業務に係るシステム開発が完了するまでの間、開発進捗状況の報告、問題点の検討・解決、成果物のレビュー、その他対象システム開発の推進のために必要な事項を協議するための協議会を定期的を開催する。当該協議会の開催頻度は、双方協議の上別途決定する。

イ 受注者は、原則として週1回、発注者に対して進捗報告をする。さらに月1回は、定期協議の際等、書面をもって進捗報告をすること。

#### (4) 議事録の作成

会議・打ち合わせの議事録は、受注者が議事録を作成し、速やかに提出すること。また、作成した議事録の内容に疑義が生じた場合は、協議の上、補正の必要が生じた場合は、速やかに補正し、提出すること。

#### (5) 課題管理

会議等で取り上げた課題については、議事録とは別に一覧（以下「課題管理表」という。）にまとめること。また、課題管理表は受注者が対応・回答すべきもの、発注者が対応・回答すべきものに分け、それぞれ対応・回答期限を明記すること。

### 8. 2 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

### 8. 3 資料提供

(1) 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と

受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

- (2) 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
- (4) 発注者及び受注者は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

#### 8. 4 作業場所の特定

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、作業場所を特定したことがわかる書類（様式自由）を発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、発注者に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

#### 8. 5 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者とその材料、履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者とその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者とその使用に関して要した費用を負担するものとする。

#### 8. 6 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 8. 7 守秘事項等

- (1) 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### 8. 8 個人情報の保護

受注者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

受注者は、8. 9の規定により受託業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

## 8. 9 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
  - ア 再委託の契約金額が本業務に係る契約金額に60月を乗じて得た金額（以下「契約総額」という）の50パーセントを超える場合
  - イ 再委託する業務に業務の中核となる部分が含まれている場合

## 8. 10 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

## 8. 11 本仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

## 8. 12 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、1. 5に係る報告書及びシステムの納入を完了したときは、完了の日から10日以内に納入完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は、6に係る毎月の保守・運用・管理等業務が完了したときは、完了の日から10日以内に業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。
- (3) (1)の合格をもって、賃貸借の履行開始とする。

## 8. 13 賃借料の支払

- (1) 受注者は、8. 12 (2)の完了報告が適正と認められた後、速やかに賃借料の請求書を発注者へ提出するものとする。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る賃借料を支払うものとする。
- (3) 発注者が、正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しない時は、受注者は、未払金額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則第120条第1項に規定する率の遅延利息を発注者に請求することができる。

## 8. 14 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者、受注者協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

## 8. 15 賃貸借機器に対する損害保険の付保

受注者は、自己の責任において、賃貸借機器に損害保険を付保するものとする。

## 8. 16 著作権の扱い

(1) 本業務の履行過程で生じた納入物に係る著作権は、賃借料が全額支払われたとき持分の半分を相手方に無償で譲渡することにより、発注者及び受注者の共有とするものとする。

なお、システムの改修等を行うのに必要な範囲で共有著作権を行使する場合、著作権法（昭和45年法律第48号）第65条第2項に基づく合意は要しないものとする。ただし、納入物に従前の著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は従前からの著作権者に帰属するものとする。

(2) 前項の規定による著作権の譲渡があった場合、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 発注者又は受注者は、納入物又はこれを複製し、改変し、翻案したものを販売、賃貸等することにより第三者の利用に供する場合（以下「販売等」という。）は、著作権法第65条第2項に基づき、相手方の合意を得るものとする。

(4) 前項の場合において、発注者及び受注者は、システムごとに、第1項の規定により共有する著作権に係る双方の持分、販売等により得られる収入の分配その他必要な事項を定めた契約（以下「販売等収入分配契約」という。）を別途締結するものとする。この場合において、発注者又は受注者が相手方に支払う額は、販売等により得られた収入に、販売等収入分配契約において定める著作権の持分の割合及び次に掲げる率を標準として販売等収入分配契約において定める率を乗じて得られる額に、当該額に対応する消費税及び分配契約において定めるところによる。

ア 県外に住所又は主たる事務所の所在地（以下「住所等」という。）を有する者が販売等をする場合

成果物に著しい翻案を加える場合	3パーセント
成果物に翻案を加える場合	9パーセント
成果物に軽微な翻案を加える場合	15パーセント
成果物に翻案を加えない場合	30パーセント

イ 県内に住所等を有する者及び鳥取県が販売等をする場合

成果物に著しい翻案を加える場合	1パーセント
成果物に翻案を加える場合	3パーセント
成果物に軽微な翻案を加える場合	5パーセント
成果物に翻案を加えない場合	10パーセント

## 8. 17 産業廃棄物の処理

受注者は、本業務により発注した産業廃棄物については、関係法令を遵守し適切に処理すること。

## 8. 18 追完請求権

(1) 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方

法により成果物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。

- (2) 発注者は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

#### 8. 19 任意解除

- (1) 発注者は、8. 20 又は 8. 21 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、(1) の規定により契約を解除する場合、契約解除の1ヶ月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

#### 8. 20 催告による解除

- (1) 発注者は、受注者が次のアからエのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
  - ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
  - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を契約期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
  - ウ 正当な理由なく、8. 18 (1) の履行の追完がなされないとき。
  - エ アからウに掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (2) 受注者は、(1) の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として契約総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

#### 8. 21 催告によらない解除

- (1) 発注者は、受注者が次のアからオのいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
  - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - エ 契約期間満了までに、受注者が本業務の履行をしないでその時期を経過したとき。
  - オ アからエに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が8. 20 (1) の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- カ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ク 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- （ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- （イ）暴力団員を雇用すること。
- （ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- （エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金融、物品その他財産上の利益を与えること。
- （オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- （カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- （キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであることを知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- （2）受注者は、（1）の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として契約総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

## 8. 2.2 解除の制限

8. 2.0の（1）アからエ及び8. 2.1の（1）アからオまでの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、8. 2.0及び8. 2.1の規定による契約の解除をすることができない。

## 8. 2.3 賠償の予定

受注者が8. 2.1（1）カに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として契約総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

## 8. 2.4 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。